

# 資 料

宝塚賞学金制度の情報

## 留学の種類

### 1. 在学留学

外国の大学で学習しようとする時は、「留学願」を提出して必要な手続きをとると、留学できる。外国の大学で学習した成果は、帰国後、本学の単位に換算されることがあるので、事前にチューターや担当事務と十分に相談すること。

本学と交流協定を結んでいる大学（別添「広島大学における国際交流協定締結状況」）に留学するにあたっては、留学期間は原則として1年で、交換留学生として派遣され

ると、場合によっては、相手校の授業料は免除されることもある。

### 2. 休学留学

「休学願」に必要な書類を添付し、提出して留学する。各自の自由な留学計画を立てることができるが、あくまでも「休学」扱いとなる。取得単位は換算されないし、休学機関は就業年限に加算されないので4年間で卒業することはできない。この場合も事前に十分チューターや担当事務に相談すること。

## 広島大学における国際交流協定締結状況

平成2年6月7日現在

### 大学間協定

相手方大学名 (国・名)	協定締結 年月日	交 流 の 主 な 内 容	期 限	財 源	備 考
北スマトラ大学 (インドネシア)	1982. 6. 4	1 北スマトラ大学の学生を学部及び大学院の学生並びに研究生として受け入れる。 2 北スマトラ大学の学位論文作成研究者の受け入れ指導 3 教官の相互交流	なし	インドネシア政府に対するアジア開発銀行ローン	歯学部・工学部
華中理工大学 (中華人民共和国)	1983.10.30	1 研究者の相互交流 2 学術情報の交換	5年 (1期5年の延長可能)	その都度、両大学間で協議	1988. 3. 1付けて、華中工学院から改称 理学部・工学部
复旦大学 (中華人民共和国)	1986.10. 6	1 教育・研究用の資料及び情報の交換 2 教員又は研究者の交流 3 学生の交流 4 協同研究及び研究集会の実施	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	総合科学部・工学部
タマサート大学 (タイ)	1987. 4. 9	1 研究者・教官の交流 2 教育・研究用の資料及び情報の交換 3 学生の交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	法学部・経済学部
ハワイ大学 (アメリカ合衆国)	1987. 9.29	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、セミナー等の開催 4 文獻、定期学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両大学が適当と認める学術的交流	5年 (ただし、5年の延長可能)	財源上の措置なし	法学部とハワイ大学ロースクールとの間において1985年12月25日に締結された教員交流に関する部局間協定が基礎となって締結されたものである。 学校教育学部・法学部
ハノーファー医科大学 (ドイツ連邦共和国)	1990. 5.11	1 教職員の交流 2 学生の交流 3 共同研究 4 学術情報の交換 5 両大学が適当と認める学術交流	なし (協定の存続・見直しについての規定あり)	財源上の措置なし ただし、学生交流については派遣側負担	医学部・歯学部

## 部局協定

相手方大学名 (国名)	協定締結 年月日	交流の主な内容	期限	財源	備考
ブルガリア医学アカデミー (ブルガリア)	1982.10.15	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究 4 科学、教育、医療推進、時事健康問題等の情報交換	なし	派遣大学において決定	医学部
カール・フランツェンス・グラーツ大学 (オーストリア)	1985.5.15	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	なし	1 派遣大学において決定 2 派遣大学において決定 3 その都度、両大学間で協議	医学部
テキサス大学(オースチン分校) 化学部 (アメリカ合衆国)	1986.3.12	学生の交流	なし	奨学生	医学部
マーサー大学薬学部 (アメリカ合衆国)	1986.4.8	1 学生等の病院実習及び教育・研究の交流 2 共同研究	なし	1 派遣大学において決定 2 その都度協議	医学部
ノースカロライナ大学(チャペルヒル分校) 化学部 (アメリカ合衆国)	1986.10.28	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	なし	1 財源上の措置なし 2 派遣大学において決定 3 その都度協議	医学部
大連理工大学 (中華人民共和国)	1986.11.7	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 学術及び教育上の交流のための代表団の派遣 4 文獻等の交流	5年 (更新可能)	その都度、両大学間で協議	工学部 1988.3.1付けで、大連工学院から改称
テンブル大学医学部 (アメリカ合衆国)	1987.4.23	1 研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究	なし	1 財源上の措置なし 2 派遣大学において決定 3 その都度協議	医学部
ミネソタ大学教育学部 (アメリカ合衆国)	1989.3.16	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、合同会議、セミナーの実施 4 研究成果、学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両学部が適当と認める教育・学術的交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	教育学部
忠南大学校医科大学 (大韓民国)	1990.3.10	1 教職員の交流 2 学生の交流 3 共同研究の実施 4 教育研究に関する出版物又は資料の交換	なし (協定の存続・見直しについて規定あり)	1, 2 原則として派遣側負担 3, 4 その都度協議	医学部
アムステルダム大学 教育科学部 (オランダ)	1990.6.7	1 教官及び研究者の交流 2 学生の交流 3 共同研究、合同会議・セミナーの実施 4 研究成果、学術刊行物、その他の学術情報の交換 5 その他両学部が適当と認める教育・学術的交流	5年 (更新可能)	財源上の措置なし	教育学部

学生交流のみの大学間協定校として次の4大学がある(学生部所管)。

1. ミシガン大学(アメリカ) 1979.4.3締結
2. オークランド大学(ニュージーランド) 1979.4.2締結
3. チュービングン大学(西ドイツ) 1979.2.19締結
4. オックスフォード大学ウォーダムカレッジ(イギリス) 1983.6.7締結